

難病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

指定医療機関について

- 平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されました。
- 難病医療費助成制度では、知事の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、難病患者の方が助成を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。
- 次ページに申請手続等を記載しておりますので、ご参照のうえ、必要な手続を行ってくださいますようお願いいたします。

医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）

①申請

②指定

滋賀県

【問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

電話：077-528-3547 FAX：077-528-4857

指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第14条）

- 以下の医療機関等であること。
 - 保健医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
 - 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。）
 - 介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。）
- 法第14条第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

【責務】（法第16条・第17条・第18条）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による他、指定医療機関は、難病医療助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、難病医療費助成にかかる医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。

指定医療機関の申請手続等

【申請手続】

別添「難病医療費助成指定医療機関指定申請書」を滋賀県あてに提出してください。

【提出先】

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1 滋賀県庁健康医療福祉部健康寿命推進課
難病・小児疾病係

【留意事項】

- 指定後に、滋賀県から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を公表します。
- 指定の有効期間は、6年間です。